

年金 1 (問題)

【第 I 部】

問題 1. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(20 点)

(1) 「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について (法令解釈)」の「第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項」に関する記述について空欄を埋めなさい。

1 (略)

2. 事業主掛金の算定方法

(1) 「定額」の内容

事業主掛金について、「定額」により算定する場合には、基本的には、当該企業型年金加入者の全員が (A) の事業主掛金額となるようにしなければならないこと。

(2) 「給与」の具体的な内容

法第 4 条第 1 項第 3 号中の「給与」とは、以下の基準に該当するものとする。

① 「給与」は、給与規程若しくは退職金規程又はこれらに準じるものに定められたものを使用することを原則とするが、年金制度のために特別に定められた給与であっても、事業主による (B) おそれがないと認められるもの (厚生年金基金、確定給付企業年金及び適格退職年金において認められているポイント制により算出した給与を含む。) については、給与規程若しくは退職金規程又はこれらに準じるものに定めることにより、法第 4 条第 1 項第 3 号の給与とすることができること。

② 役職手当、特殊勤務手当、技能手当等毎月一定額が支給され本来 (C) と見なされる給与については、法第 4 条第 1 項第 3 号の給与とすることができること。

③ 厚生年金保険における標準報酬から実費弁償に類するもの及び (D) の大きいものを除いたものについて厚生年金保険の標準報酬等級区分によるものを法第 4 条第 1 項第 3 号の給与とすることができること。

④ 就業規則又は労働協約に日給者及び月給者の区分が明定されている場合において、日給の月給換算は就業規則又は労働協約の定めによるものとし、その定めがない場合は、(E) の範囲で換算するものとする。

(3) 「その他これに類する方法」の内容

法第 4 条第 1 項第 3 号中の「その他これに類する方法」とは、定額と給与に一定の率を乗ずる方法により算定した額の合計額により算定する方法をいうものであること。

3~8 (略)

(2) 「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」の「第 3 給付の額に関する事項」に関する記述について空欄を埋めなさい。

1 (略)

- ① 給付の額は、(F) に応じて算定されるものであり、原則として、(F) が長くなるにもかかわらず給付の額が減少するものであってはならないこと。このため、(G) であっても、若年者に支給する額は年長者に支給する額に比して過大なものとならないこと。
- ② 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあつては、労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の (H) が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の (H) とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき合理的な理由があること。
- ③ 制度の目的が老後の (I) であることに鑑み、資格喪失事由や資格喪失時の年齢等により給付の額に格差を設ける場合においても、給付の額の格差が過大であること、(J) の給付の額の方が有利であることなど、制度の目的を逸脱するものであってはならないこと。また、給付の額の算定方法に規則第 25 条第 2 号の方法に基づく上限の設定が含まれている場合においても、(J) の給付の額の方が有利であることなど、制度の目的を逸脱するものであってはならないこと。

④～⑩ (略)

2～8 (略)

(3) 「確定給付企業年金法施行規則」における簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定に関する記述について空欄を埋めなさい。

第五十二条 計算基準日における加入者の数が (K) に満たない確定給付企業年金の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次に定めるところにより計算することができる。ただし、当該確定給付企業年金が (L) 確定給付企業年金である場合には、第二号及び第三号の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いることができる。

- 一 基礎率のうち予定利率及び予定死亡率のみを用いること。ただし、給付の額が令第二十四条第一項第三号の方法により計算される場合（第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組み合わせている場合を含む。）にあつては、同号の再評価に用いる指標の予測を用いること。
- 二 予定利率は、下限予定利率以上 (M) 以下の範囲内とすること。
- 三 予定死亡率は、第六十二条第一号ロに規定する予定死亡率とすること。
- 四 令第二十四条第三項の給付の額の改定を行わないこと。
- 五 (N) を支給しないこと。
- 六 (O) を支給する場合にあつては、当該 (O) の額は、老齢給付金の保証期間の残存期間について支給する給付の現価に相当する金額又は脱退一時金（法第二十九条第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。以下同じ。）の額以下となっていること。

(4) 平成 25 年 3 月 31 日を財政決算日とした確定給付企業年金の決算に関する報告書の様式 C 7-イ (積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類) について次の空欄を埋めなさい。

1. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較

	当年度	前年度	2 年前	3 年前
純 資 産 額 ①				
数 理 上 資 産 額 ②				
(P) ③	%	%	%	%
継 続 基 準 ((Q) / ④) (1.00 以上)				
責 任 準 備 金 ④				
非 継 続 基 準 (① / ⑤) (1.00 以上)				
最 低 積 立 基 準 額 ⑤				
積 立 超 過 ((R) / ⑥) ((S))				
積 立 上 限 額 ⑥				

□ 非継続基準が 1.00 以上又は非継続基準が 0.90 (事業年度の末日が平成 25 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.80、平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.82、平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.84、平成 27 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.86、平成 28 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.88) 以上であり、過去 3 事業年度の財政検証のうち 2 事業年度以上が 1.00 (事業年度の末日が平成 25 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.90、平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.92、平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.94、平成 27 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.96、平成 28 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.98) 以上である。

(注) 1. 非継続基準 (① / ⑤) は、事業年度の末日が平成 25 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.90 以上、平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.92 以上、平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.94 以上、平成 27 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.96 以上、平成 28 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 30 日までの間の財政検証は 0.98 以上である。

2. (略)

2. 財政再計算の要否

	当年度	前年度	2 年前	3 年前
((T)) / 責任準備金 (1.00 以上)				

問題 2. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(20点)

(1) 平成 24 年 5 月 17 日に企業会計基準委員会より公表された「退職給付に関する会計基準の適用指針」で定められている退職給付債務計算にかかる割引率の設定方法について簡記しなさい。

(2) 企業型年金加入者掛金に関する以下の内容について簡記しなさい。

① 拠出限度額

② 設定方法

③ 税務の取扱い

(3) 規約型確定給付企業年金制度において、確定給付企業年金法施行規則第五条に定める給付減額の原因および同第六条に定める給付減額の手続について簡記しなさい。

(4) 過去勤務債務の額の償却方法の 1 つである段階引上げ償却について確定給付企業年金法施行規則第四十六条に定める要件を簡記しなさい。

余白ページ

問題 3. A社の退職金制度は確定給付企業年金制度に 100%移行している。平成 24 年 3 月 31 日の財政決算、退職給付会計の状況は下記のとおりであった。このとき、次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。 [解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (20点)

○諸数値○ (単位:千円)

【年金財政】	
数理債務	12,000,000
年金資産	7,000,000
未償却過去勤務債務	3,000,000
繰越不足金	2,000,000
最低積立基準額	11,000,000
予定利率	3.0%
【退職給付会計】	
退職給付債務	15,000,000
年金資産	7,000,000
未認識数理計算上の差異	3,000,000
退職給付引当金	5,000,000
割引率	2.0%

- ・ A社確定給付企業年金制度には、受給者、受給待期者はいないものとする。
- ・ 給付設計は最終給与比例制度である。
- ・ 年金資産は時価評価を用いており、年金財政および退職給付会計上の年金資産は同額とする。
- ・ 繰越不足金 = 数理債務 - 年金資産 - 未償却過去勤務債務とする。
- ・ 退職給付引当金 = 退職給付債務 - 年金資産 - 未認識数理計算上の差異とする。

(1) 確定給付企業年金制度を一部減額し、確定拠出年金制度へ移行する場合、確定拠出年金制度への移換相当額、掛金の一括拠出額の算定方法について簡記しなさい。

(2) A社は退職給付会計における債務・費用を安定化させるため、確定給付企業年金制度の40%部分を一律に減額し、確定拠出年金制度へ移行することを検討している。このとき、確定拠出年金制度への移換相当額、掛金の一括拠出額を計算しなさい。なお、確定給付企業年金法施行規則第四百四十一条の二に規定される算定方法は数理債務を用いるものとする。また、計算にあたっては以下の減額後の諸数値を用いることとし、計算過程も明記すること。

【減額後の諸数値（単位：千円）】

数理債務：7,200,000、最低積立基準額：6,600,000、退職給付債務：9,000,000

(3) (2) の制度変更を実施した場合に発生する退職給付会計上の特別利益あるいは特別損失を計算しなさい。なお、計算過程も明記すること。

(4) A社において、退職給付会計における債務・費用を安定化させるために、確定拠出年金の導入以外に考えられる可能な方策とその理由について述べなさい。

【第Ⅱ部】

問題 4. 次の A、B いずれかを選択して解答しなさい。[解答は汎用の解答用紙に記入し、3 枚以内とすること。4 枚以上解答した場合、4 枚目以降は採点の対象外とする。] (40 点)

A 平成 24 年 4 月から 6 月にかけて、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」が開催され、給付減額基準に関しては、緩和すべきであるとする意見と緩和すべきでないとする意見がみられた。確定給付企業年金制度の給付減額基準に関して、どのように考えるか所見を述べなさい。

B 平成 13 年 10 月の確定拠出年金法施行から 10 年がすでに経過したが、現状の確定拠出年金制度がかかえる問題点の有無を述べなさい。問題点があると考えた場合は、具体的な内容とどのように考える理由、そして今後の確定拠出年金制度の発展のため、それをどのように改善すべきかについて具体的方策（今後の法令等の整備も視野に入れて考えること）とどのように考える理由を述べなさい。また、問題点がないと考えた場合には、そのように考える理由を述べなさい。

以上

年金 1 (解答例)

【第 I 部】

問題 1

(A) 同額	(B) 恣意性が介入する	(C) 基準内賃金	(D) 不安定要素
(E) 20~30 倍	(F) 加入者期間	(G) 障害給付金	(H) 労働条件
(I) 安定的所得の保障	(J) 早期に脱退した者	(K) 五百人	(L) 受託保証型
(M) 四.〇パーセント	(N) 障害給付金	(O) 遺族給付金	(P) 時価ベース利回り
(Q) ①	(R) ②	(S) 1.00 以下	(T) 数理上資産額+許容繰越不足金

問題 2

(1) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

退職給付債務等の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる。優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブルA 格相当以上を得ている社債等が含まれる。

割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。当該割引率としては、例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる。

また、各事業年度において割引率を再検討し、その結果、少なくとも、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。

重要な影響の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない。

(2) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

①加入者拠出が可能な額は、事業主掛金以内かつ事業主掛金と加入者拠出額との合計が拠出限度額（他に企業年金あり：25,500 円、他に企業年金なし：51,000 円）以内となるように設定。

②加入者掛金の拠出は、加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。

加入者掛金の額は複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。

③加入者掛金は小規模企業共済等掛金控除の対象となること。

(3) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

(給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる理由とする。

- 一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること。
- 二 実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ないこと。
- 三 給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと。
- 四 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第一百十条の二第三項若しくは第一百一十一条第二項の規定により事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。
- 五 給付の額を減額し、当該事業主が拠出する掛金のうち給付の額の減額に伴い減少する額に相当する額を事業主掛金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。）に充てること又は法第一百七十七条第一項の規定により、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換すること。

(給付減額の手続)

第六条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとする。

- 一 規約の変更についての次の同意を得ること。
 - イ 加入者（給付の額の減額に係る受給権者を除く。以下この号及び次項において同じ。）の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意
 - ロ 加入者の三分の二以上の同意（ただし、加入者の三分の二以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。）
- 二 受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、次に掲げる手続を経ること。
 - イ 給付の額の減額について、受給権者等の三分の二以上の同意を得ること。
 - ロ 受給権者等のうち希望する者に対し、給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定に基づき算定した当該受給権者等に係る最低積立

基準額を一時金として支給することその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること。

- 2 給付の額が減額されることとなる加入者が加入者の一部に限られる場合にあつては、前項第一号イ及びロの規定中「加入者」とあるのは、「給付の額が減額されることとなる加入者」とする。
- 3 給付の額が減額されることとなる受給権者等が受給権者等の一部に限られる場合にあつては、第一項第二号イ及びロの規定中「受給権者等」とあるのは、「給付の額が減額されることとなる受給権者等」とする。
- 4 第一項第一号の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同号の同意は、各実施事業所について得なければならない。

(4) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

- ・特別掛金額は、過去勤務債務の額の償却開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。
- ・特別掛金額の予想額の現価に相当する額が過去勤務債務の額を下回らないこと。
- ・予定償却期間中の各期間における特別掛金額について、あらかじめ規約に定めていること。

問題3

(1) 以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

- ・移換相当額の計算方法

移換加入者の個人別管理資産に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額であること。

イ 給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日（以下「規約変更日」という。）を法第六十条第三項 に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項 の規定の例により計算した額

ロ 規約変更日を法第六十条第三項 に規定する事業年度の末日とみなして同項 の規定の例により計算した額

- ・掛金の一括拠出額の計算方法

規約変更日の前日における積立金のうち、移換に係る分として以下の方法により算定した額が移換加入者に係る移換相当額の合計額を下回るときは、当該下回る額を掛金として一括して拠出しなければならない。

移換に係る分の算定方法は、移換日の前日における積立金の額を、移換日の前日、直近の財政財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は移換日が属する事業年度の前事業年度の末日における次のイ～ニのいずれかに応じて按分した額とする。

イ 給付現価 ロ 数理債務 ハ 責任準備金の額 ニ 最低積立基準額

また、受給権者等に優先配分し上記と同様の基準で按分する方法等も認められる。

(2) 移換相当額 = 11,000,000 (千円) - 11,000,000 (千円) × (1 - 0.4) = 4,400,000 (千円)

積立金のうち、移換者に係る分 = 7,000,000 (千円) × 0.4 = 2,800,000 (千円)

掛金の一括拠出額=4,400,000（千円）-2,800,000（千円）=1,600,000（千円）

(3) DC移行に伴い減少するPBO=15,000,000（千円）×0.4=6,000,000（千円）

移換相当額=4,400,000（千円）なので、PBO減少による損益=6,000,000-4,400,000=1,600,000（千円）の益

一方、未認識数理計算上差異に係る損益=3,000,000×0.4=1,200,000（千円）の損

したがって、DC移行に伴い発生する損益=1,600,000-1,200,000=400,000（千円）の益

(4) 例えば以下のような事項が考えられる。

- ・ 予定利率を引き下げるにより財政健全化を行う。実際の運用の目標を併せて引き下げる（年金資産をリスク性資産から安全性資産へ配分を見直す）ことが可能になり、費用が安定する。
- ・ キャッシュバランス制度に制度変更すること。退職給付債務の割引率は安全性の高い長期の債権の利回りを基礎として設定するので、給付利率・据置利率等についても同じように長期の債権の利回りに連動するような設計にすることで、割引率低下→給付利率低下（割引率上昇→給付利率上昇）となり、債務・勤務費用の変動を抑制することができる。

【第Ⅱ部】

第Ⅱ部については、実際の答案の中から合格レベルを満たしたものを選び、若干の語句修正を行うにとどめ、なるべく原文に忠実な形で掲載することとした。そのため、一部に検討が必ずしも十分といえない点等も見受けられ、また当然これら以外にも多くの観点からの記述が考えられるが、あくまで合格レベルの一答案例として参考にされたい。

問題4 A

給付減額の基準について、緩和すべき部分もあると考えるが、むしろ厳格な取扱いとすべき部分が多いと考え、以下に記載する。

＜緩和すべきと考える部分について＞

・受給権者の給付減額時に、最低積立基準額相当額を希望する者に対して一時金として支払う必要があるが、当該措置の希望者が多い場合には、財政改善を目的として受給権者の貴重な給付を削減したにもかかわらず、むしろ財政が悪化することがあり得る。そうすると、結果として年金制度の継続が困難になり終了せざるを得ない事態も想定されることから、当該一時金として選択一時金相当額や給付現価相当額に変更できることを一定の条件のもと可能にしてはどうかと考える。一定の条件としては、例えば受給権者等の4分の3以上の同意や年金制度が存続するために当該措置がやむをえない状況にあることを証する書類を提出すること等、加入員と受給権者・実施事業所に十分配慮したものとするのであれば大きな問題はないと考える。

・加入者や受給権者の同意要件については、各企業が置かれている経営環境等の差によらず同様のものが適用されることとなっている。近い将来に、消費税の増税や金融支援の打ち切り等もあり特に中小企業の経営環境が厳しいものになることも想定される。給付減額を実施しなければ資金繰りに困難をきたすことも考えられるため、特にそのような事態が懸念される場合には、同意要件が高すぎるハードルとならないように、必要な同意の水準を一時的に「3分の2以上」から「2分の1以上」に引き下げる等の措置も考えられる。しかし、当該取扱いを実施することによって、給付減額の対象となる加入者や受給権者が必要以上に多くなりすぎないように、緩和要件を厳格かつ慎重に設定する必要があると考える。

＜厳格にすべき部分について＞

・裁定によって初めて受給権が発揮されるため、受給権者の受給権が加入者のそれよりも手厚いということは納得感のある考え方と思われるし、合理的とも考えられる。

しかし、加入者の受給権についていえば、将来期間勤務分と過去期間勤務分の区分がなく、受給権者の給付減額時に取得することができる一時金の選択肢も通常はない等、場合によっては大きく受給権が損なわれる可能性がある。したがって、労働条件等が仮に確保されたとしても、将来予定されていた給付の一部がなくなることによって老後の生活設計に大きく影響することが考えられる。

そのため、加入者の過去期間勤務分の取扱いを受給権者と同程度とするようにしてはどうかと考える。ただし、加入者の過去期間勤務分の受給権を手厚くすることによって、年金制度離れに拍車がかかることも懸念されるため、加入者の将来期間勤務分については、同意要件を例えば労働組合の同意のみでよい等、緩和することも併せて検討することが必要と考える。また、受給権者に事前に同意を

得ること及び母体企業の経営状況が悪化していること等を条件に、あらかじめ規約で定めることによって一定期間、物価指数等に基づいて受給権者の年金額を減額あるいは変動できるようにすることで、掛金負担能力に配慮することができ、かつ加入者のみが大幅な給付減額を強いられることを回避できるようにになると考えられる。当然、上記のような策を講じるとしても、加入者や受給権者の間のバランスを考慮することが重要であると考えられる。

<その他、付随して変更すべきと考える部分について>

給付として保証すべき水準として最低積立基準額があるが、以下の問題があると思われる。

- ①最低積立基準額算定上の予定利率に 0.8~1.2 の割り掛けが可能なこと
- ②加入者と同じ年齢・加入年数・給与等であったとしても据置利率の加味の有無の関係で受給権者の最低積立基準額のほうが大きくなる可能性があること
- ③最低保全給付の算定方法として、いわゆる 2 号方式を用いている場合に加入者の年齢に応じて定められた率に事業主の恣意性が入る余地があること

これらに対する改善策として、最低積立基準額を要支給額あるいは選択一時金額（老齢給付金の受給資格（年数要件）を満たさない者は脱退一時金額）としてはどうか。この場合、当該金額の算定時には会社の都合により減額を行うことが通常であると考えられるため、基本的に会社都合乗率により評価することとしたい。ただし、老齢給付金が終身年金である場合、最低限保証すべき水準として必ずしも適切でないとも考えられる。しかし、通常は老齢給付金の保証期間経過後の原資は退職金の外枠であることを考えると、当該保証期間部分の給付を優先して保証することには一定の意味があると考えられるため、第一目標として、当該最低積立基準額の年金資産が形成されるまでの定義というのであればよいとも考えられる。

給付減額基準と比較して制度終了の基準が緩やかともいえる状況にあるため、給付減額よりも先に制度終了が選択され、受給権が著しく損なわれるおそれがある。制度終了によっても、加入者や受給権者等の最低積立基準額は保証され、一種の将来勤務期間分の給付減額ととらえることもできるため、給付減額基準と同程度にしてはどうだろうか。しかし、会社の倒産等やむを得ない事象もあるため、一定の事由に基づく場合には、現行基準を適用することを考慮に入れる必要があると思われる。

給付減額基準については、年金制度が安定的に健全な運営ができることと、加入者や受給権者の受給権のバランスを考慮し、かつ公的年金の補完としての役割を果たせるよう、上記以外についてもその時点の金融・経済・社会の情勢に応じた柔軟な対策も必要と思われる。

問題4 B

今後の確定拠出年金制度の発展のため、現状の確定拠出年金制度について以下の3点の問題点が挙げられる。

- ①拠出限度額
- ②確定給付企業年金（以下、DB）と確定拠出年金制度（以下、DC）の間の移行
- ③脱退一時金または公務員や専業主婦間のポータビリティ

まず、①の拠出限度額について、現行では企業型年金で月額51,000円、個人型年金で月額68,000円（他の確定給付型の年金制度に加入していれば、それぞれ25,500円、23,000円）の制限がある。企業型年金では、最近、加入者拠出が認められたが、事業主掛金を超えることはできない。また、事業主掛金と企業型年金加入者掛金との合計額で、上記の限度額を超えられないという制限がある。特に企業型の中高齢の加入者は事業主掛金がすでに拠出限度額に達しており、そもそも加入者拠出が行えないという状況も多い。また、諸外国と比較しても、日本の拠出限度額は必ずしも高いとはいえず、今後のDC制度発展のため、個人で自己の老齢期の所得の確保を行うためにも、拠出限度額の引き上げもしくは撤廃は最重要事項と考える。しかしながら、拠出限度額は税制面で過度な優遇を抑えるという意味があると思われる。そこで、拠出限度額を超える掛金額部分については、現行の所得税より低い税率の所得税を課するのはどうだろうか。例えば、前払い年金制度の場合、前払いされた額については、所得税が課される。一方で、拠出限度額以上の掛金額については、前払いにより課される所得税より低い率の課税を行うことにより、加入者は老後の準備に回すほうが税率が低くなるというメリットが享受でき、一方である程度は課税されるので、過度な税制優遇を回避する意味を保つことができる。

また企業型年金については、若年齢のころは拠出限度額に達しておらず、高年齢になるにつれ、事業主掛金が増加するため、拠出限度額に達して追加拠出ができない場合も多い。また、高年齢になるほどより老後を意識するため、若年齢層と比較して加入者拠出を望むというギャップが存在する。そこで、拠出限度額に達していなかった分の差額をプールして、一定年齢を超えたら、拠出可能とするようにしてはどうだろうか。この場合、差額分の記録を全加入者期間にわたり行う必要があるため一定の事務負担増加は見込まれるものの、より加入者の拠出ニーズを反映できると思われる。

次に②のDBとDCの間の移行について考える。現行ではDBからDCへの移行のみ可能であるが、まず、DBからDCへの移行について、移換相当額の算出方法と、移換の際の加入者拠出分の2点に関して問題があると考えられる。

1点目の移換相当額の算出方法であるが、現行では減額前後の最低積立基準額の差額として算出される。最低積立基準額は、若年齢層では自己都合事由分が減額されるうえ、割引期間が長いので高年齢層と比較して移換相当額が小さく算出され、不公平感がある。そのため、要支給額や、積立金の分別計算と同様、数理債務や給付現価等で按分する方法も認められてよいのではないだろうか。労使間で十分話し合い、規約に按分方法をあらかじめ定める等の対応により不公平感を解消していけばよい。

また個人別管理資産に充当する額は移換相当額であるとされており、DB制度に剰余金がある場合

でも当該剰余分は個人別管理資産には充当されないこととなっている。一方で、制度終了による残余財産は個人別管理資産に充当できるため、減額によるDC移行についても、剰余金相当分を分配し、個人別管理資産に充当できるようにすべきである。その際の移換相当額の算定についても、要支給額や数理債務等、あらかじめ定められた基準で算定されることが望まれる。

2点目のDBの加入者拠出分の移行について述べる。DBの加入者拠出は税制上、生命保険料控除が適用され、拠出時に課税され、給付時には非課税という取り扱いとなっている。一方、DCでは拠出時に非課税であり、給付時に課税される取り扱いになっているため、DBからDCへ移行する際、拠出時と給付時で二重課税されることになる。移行時に加入者拠出分を移行しない選択肢はあるものの、老後の給付を目的とするうえで、問題である。現行法令上は、「二重課税となることを十分説明すること」とされているのみであるが、DCへの移行は会社の都合による場合がほとんどであり、他の対応も追加すべきではないだろうか。例えば、将来課税により減少すると予想される分の給付の額を、移行時や給付時に事業主が加算するなど、受給権を保全する対応が必要と考える。

現行では、DBからDCへの移行は可能であるが、DCからDBへの移行は認められていない。確かに、定額制や給与比例制など、ある時点において個人の持ち分が不明確な制度の場合、DCとのポータビリティは困難と考えられるが、ポイント制やキャッシュバランス制度の場合、個人別管理資産額を既得ポイントや仮想個人勘定残高に置き換えることによって十分可能だと考える。また、DC制度は、給付時にも運用指図者となって、運用を継続して行わなければならない。特に老齢期になっても運用を継続していくためには自己責任でリスクを取っていく必要があり、相当程度の労力が必要となる。そこで、加入者であるうちは自己責任において運用を行い、給付時になればDB制度に移換して、移換時の個人別管理資産額に基づいて算定した確定給付を受けられるようにすれば、自己責任というハードルが下がり、よりDC制度の発展につながると考える。

最後に、③脱退一時金や公務員、専業主婦のポータビリティについて述べる。今回の改正で、企業型および個人型年金の両方について脱退一時金の支給要件が緩和された。これは特に公務員や専業主婦などとなり、個人で掛金拠出ができなくなる者について、少額の場合は支払うことができるようになる、という意図のものであると考えられる。しかし、個人的には脱退一時金の要件緩和は必要ないと考える。そもそもDC制度の脱退一時金の要件が厳しいのは、単なる貯蓄制度ではなく、老齢期の給付を原則としているためである。また、脱退一時金を安易に認めると、短期的な支払いを目的とする運用に走ってしまい、本来の目的に反することとなる。あえて、給付が老齢期に制限されることにより、若年のうちから人生設計を意識し、長期の運用を目的とすることを促すことができる。

そのため、脱退一時金の要件を緩和するのではなく、個人型、企業型、DB制度との間のポータビリティを拡充し、そもそも脱退一時金を必要とすることのないようにすべきである。そのため、公務員や専業主婦等となった者についても、個人型に加入する、ないしは企業型に継続して加入できる等の改正を行い、より多くの人へDC制度を広め、同時にDB制度へのポータビリティを可能にし、DC制度をより魅力あるものにしていくべきであると考えられる。

以上